

固定資産税 についてのお願い



固定資産税は、毎年1月1日現在に土地・家屋又は償却資産を所有しているかたに納めていただく税金です。

町では、課税対象の正確な把握に努めていますので、次のことについてご協力くださるようお願いいたします。

住宅・物置・車庫などの家屋を取り壊した場合や、登記されていない家屋について、売買などによる所有者の変更がありましたら、届出書を提出してください。届出書は、税務課にありますので、所有者の印鑑をお持ちください。

償却資産を1月1日現在で町内に所有しているかた（または法人）は、1月31日(木)までに申告書を提出してください。わずかな数量、少額の資産でも申告が必要となります。昨年申告していただいたかたには12月に申告書を郵送いたしました。昨年中に新たに事業を始められたかたなど申告書がない場合は、お問い合わせください。

また、毎年5月に送付しています固定資産税（都市計画税）納税通知書には課税資産（土地・家屋）明細書がついていますので、内容をご確認くださいよう併せてお願いします。

1 償却資産とは、個人や法人が経営する工場、事務所、店舗、駐車場などにおいてその事業のために用いている構築物、機械・装置、工具、備品などの資産です。土地・家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。

2 明細書には、一筆・一棟ごとに課税対象の資産の所在、地積・床面積、評価額などと併せて、固定資産税（都市計画税）相当額が表示されています。明細書は、所得税の確定申告（不動産所得等の経費算出）にもご利用いただけます。

問合せ 税務課資産税係 内線 1 2 1 ~ 1 2 3

🐾 ペットは正しく飼育しましょう 🐾

ペットを飼う前に

ペットを飼う人が増える一方で、ペットに関するトラブルも増えています。他の人に迷惑をかけないためにも、ペットの習性をよく理解し、最後まで責任を持って世話をすることができるか家族全員でよく話し合しましょう。

こんな苦情がよせられています

犬

フンの後始末をしない

犬を散歩させる時は、フン回収用のスコップやそれを入れる袋等を持って行きましょう。

フンの後始末は飼主が責任をもって行きましょう。

犬を放し飼いにする

犬に飛びかかれて怪我をした、畑を荒らされた等の苦情が寄せられています。

犬の放し飼いや散歩中のリード等からの放置は県条例により禁止されています。

犬が無駄ぼえをする

犬の行動を観察し、ほえる原因を取り除くことがたいせつです。

また、適度に散歩させないと、無駄ぼえの原因になることもあるようです。



猫

フン・鳴き声による近隣公害

屋外で放し飼いをすると、フンや鳴き声などで近所に迷惑をかけることがあります。飼主はフンの始末（「燃えるごみ」の扱いとなります）としつけを徹底してください。

また、猫はできるだけ室内で飼うように努めましょう。

野良猫への給餌

野良猫にえさを与えると、その周辺で猫が増え、ご近所に迷惑をかけてしまいます。えさを与えている人は、フンの始末や不妊・去勢手術を行うなど、愛情と同じだけの責任を持って猫に接し、ご近所の理解が得られるようにしてください。

不幸な動物を増やさないために

繁殖を希望しない場合は、不妊・去勢手術を行きましょう。



問合せ 幸手保健所生活衛生・薬事担当（犬のしつけに関すること） ☎ 4 2 1 1 0 1
生活環境課環境衛生係 内線 1 5 2 ~ 1 5 4